

第九回国会 衆議院 法務委員会 會議録 第三号

昭和二十五年十二月一日(金曜日) 午後二時二十五分開議

出席委員

委員長 安部 俊吾君  
理事 押谷 富三君 澤田 田嶋 好文君  
角田 幸吉君 鍛冶 良作君  
佐瀬 昌三君 高橋 英吉君  
花村 四郎君 牧野 寛察君  
松本 弘君 眞鍋 勝君  
山口 好一君 吉田 省三君  
大西 正男君 石井 繁丸君  
田万 廣文君 上村 進君  
梨木 作太郎君 世耕 弘一君

出席政府委員

法務府次官 高木 松吉君  
法務府事務官(法制意見第四局長) 野木 新一君  
委員外の出席者 最高裁判所事務総局長 關根 小郷君  
最高裁判所事務総局長 岸 盛一君  
最高裁判所事務局長 村 敦三君  
専門員 小本 貞一君

十二月一日

裁判所職員等の定員に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)  
訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)(予)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件  
裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)  
刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)  
民事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)  
裁判所職員等の定員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

○安部委員長 これより會議を開きます。  
本日の議題について最高裁判所より発言を求められましたので、国会法第七十二條第二項の規定により臨時これを許すことにいたしましたと思ひますが、御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○安部委員長 御異議なしと認め、さようとりはからうことにいたします。  
○安部委員長 この際日程追加についてお諮りいたします。本日裁判所職員等の定員に関する法律等の一部を改正する法律案が本委員会に付託され、また訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案が予備審査のため本委員会に付託されましたので、両案を本日の日程に追加し、提案理由の説明を聴取したいと思ひのでありますが、御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安部委員長 御異議なしと認めまして、以上二案を日程に追加し、これを議題とし、順次政府より提案理由の説明を聴取いたします。大橋法務總裁。

裁判所職員等の定員に関する法律の一部を改正する法律案  
裁判所職員等の定員に関する法律等の一部を改正する法律案  
第一條 裁判所職員等の定員に関する法律(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。  
第四條中「専任 七百五十五人 二級」に改める。  
第五條中「専任 四十二人 三級」を「専任 四十三人 三級」に改める。  
第二條 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。  
第二條第一項の表法務府の項中「四二、一三五人」を「四二、二〇二人」に、「四三、三〇八人」を「四三、三七五人」に、「一一、二八三人」を「一一、三三五人」に、同表合計の項中「八七五、六七一人」を「八七五、七三八人」に改める。  
附則  
この法律は、公布の日から施行する。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案  
訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(昭和二十四年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。  
附則に次の二項を加える。  
5 第三項の規定により改定された恩給及び昭和二十三年七月一日から同年十二月三十一日まで給與事由の生じた執行吏の恩給については、昭和二十五年一月分以降、その年額を七万一千円を俸給年額とみなして算出した年額に改定する。  
6 第四項の規定は、前項の規定による恩給年額の改定について、準用する。  
附則  
この法律は、公布の日から施行する。

○大橋國務大臣 ただいま議題となりました裁判所職員等の定員に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の趣旨を申し上げます。本年十月十八日付の連合国最高司令官の覚書第二二二七号によりまして、去る十一月一日から連合国人に対するわが裁判権が拡張されたことに伴ひまして、高等裁判所以下の裁判所に通訳

等の事務に従事する裁判所事務官及び裁判所技官を増員する必要が生じたのであります。また檢察庁及び刑務所等におきましても、新しく連合国人にかかる犯罪事件の処理に当るため檢察官及び通訳等の事務に當る檢察事務官または法務府事務官を急速に増員する必要が生じたので、ここにこの法律案を提出いたしました次第であります。次に同じく議題と相なりました訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきましては、現在一般公務員につきましては、昭和二十五年法律第八十四号の恩給法等の一部を改正する法律によりまして、昭和二十五年一月分以降は、その給與事由を生じた時期を問わず六千三百七円ベースに基く恩給が支給されております。執行吏につきましては、訴訟費用等臨時措置法第五條及び第六條によりまして、その手数料に対する国库補助基準額を俸給額とみなして恩給年額を算定したることになっておりますが、この基準額は昭和二十四年一月一日以降六千三百七円ベースの七万一千円に引上げられ、その当然の結果として、同日以降給與事由の生じた執行吏は、六千三百七円ベースによる恩給が支給されておりますが、昭和二十三年十二月三十一日以前に給與事由の生じた執行吏の恩給は従来そのままにすえ置かれておるのであります。従つてこれらの者につきましても、昭和二十五年一月分以降七万一千円を俸

等事務に従事する裁判所事務官及び裁判所技官を増員する必要が生じたのであります。また檢察庁及び刑務所等におきましても、新しく連合国人にかかる犯罪事件の処理に当るため檢察官及び通訳等の事務に當る檢察事務官または法務府事務官を急速に増員する必要が生じたので、ここにこの法律案を提出いたしました次第であります。次に同じく議題と相なりました訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきましては、現在一般公務員につきましては、昭和二十五年法律第八十四号の恩給法等の一部を改正する法律によりまして、昭和二十五年一月分以降は、その給與事由を生じた時期を問わず六千三百七円ベースに基く恩給が支給されております。執行吏につきましては、訴訟費用等臨時措置法第五條及び第六條によりまして、その手数料に対する国库補助基準額を俸給額とみなして恩給年額を算定したることになっておりますが、この基準額は昭和二十四年一月一日以降六千三百七円ベースの七万一千円に引上げられ、その当然の結果として、同日以降給與事由の生じた執行吏は、六千三百七円ベースによる恩給が支給されておりますが、昭和二十三年十二月三十一日以前に給與事由の生じた執行吏の恩給は従来そのままにすえ置かれておるのであります。従つてこれらの者につきましても、昭和二十五年一月分以降七万一千円を俸

等事務に従事する裁判所事務官及び裁判所技官を増員する必要が生じたのであります。また檢察庁及び刑務所等におきましても、新しく連合国人にかかる犯罪事件の処理に当るため檢察官及び通訳等の事務に當る檢察事務官または法務府事務官を急速に増員する必要が生じたので、ここにこの法律案を提出いたしました次第であります。次に同じく議題と相なりました訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきましては、現在一般公務員につきましては、昭和二十五年法律第八十四号の恩給法等の一部を改正する法律によりまして、昭和二十五年一月分以降は、その給與事由を生じた時期を問わず六千三百七円ベースに基く恩給が支給されております。執行吏につきましては、訴訟費用等臨時措置法第五條及び第六條によりまして、その手数料に対する国库補助基準額を俸給額とみなして恩給年額を算定したることになっておりますが、この基準額は昭和二十四年一月一日以降六千三百七円ベースの七万一千円に引上げられ、その当然の結果として、同日以降給與事由の生じた執行吏は、六千三百七円ベースによる恩給が支給されておりますが、昭和二十三年十二月三十一日以前に給與事由の生じた執行吏の恩給は従来そのままにすえ置かれておるのであります。従つてこれらの者につきましても、昭和二十五年一月分以降七万一千円を俸

年額とみなして、算出した恩給を支給するように改定する必要がありますので本案を提出いたしました次第であります。この改正によりまして、執行吏につきましても一般公務員と同様、給與事由の生じた時期に關係なく、昭和二十五年一月以降は一律に六千三百七円ベースによる恩給が支給されることになる次第であります。

以上簡單であります。提案の理由を御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。  
○安部委員長 これにて両案の説明は終りました。

○安部委員長 次に裁判所法の一部を改正する法律案、刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案及び民事訴訟法等の一部を改正する法律案は、いずれもいわゆる訴訟促進に関する法律案でありますので、以上の三案を一括して議題に供します。

これより質疑に入ります。質疑の通告がございますからこれを順次許します。田嶋好文君。  
○田嶋(好)委員 私は三法案につきまして概括的な政府当局の説明をお願いしたいのでございます。

まず第一は、訴訟促進という現在の国家的立場はよく了承できるのであります。これが、これに對してはいろいろの面からいろいろの批評も出ておるようでございます。またいろいろの意見も出ておるようでございますので、訴訟促進に関するこの三法案をどういふ根本的事情のもとに提出されたのか、それをなるといふ詳細にわたつてここで御説明が願いたいと思つております。

○野木政府委員 ただいまの御質疑に對してお答え申し上げます。お手元に差上げてある若干の資料を参照しながら御説明した方が便宜だと思つたので、そういったしたいと思います。

まず訴訟が全体として著しく遅れがちなものであることは、しばしば申されておることではあります。ことに現在一番問題となつておるのは、いわゆる刑事の旧法事件——刑事訴訟法が施行せられてからそろそろ二年になろうとするわけでありまして、この旧法事件は新刑事訴訟法以前に起訴された事件でありまして、もう二年たつては大体片づいていではないかと思つておるのを見ますと、相当多数の數に上るわけでありまして、お手元に差上げてある資料の二十九ページによりますと、現在旧法事件で係属しておるのを裁判所に申し上げますと、昭和二十五年九月末の調べによりますと、最高裁判所には旧法事件が一千二十四件係属しております。高等裁判所には旧法事件の控訴事件が一万一千六十一件、同じく上告事件が三百六十七件、地方裁判所には旧法事件の一審事件が三千六百七十五件、控訴事件が千五百六十五件、合計いたしますと約一万八千件くらいになるわけでありまして、次に新法事件との比較を申し上げますと、本年九月末現在におきましては、最高裁判所では新法事件が千八百九件でありまして、やや新法事件の方が八百件ほど旧法事件より多くなつておるわけでありまして、高等裁判所では新法事件の控訴事件が一万七百二十件でありまして、これは旧法の方がやや

多いという勘定になつております。地方裁判所におきましては一審事件は、新法は三千六百七十五件でありまして、旧法は三千六百七十五件でありますから、地方裁判所は新法事件が圧倒的に多くなつて来ております。この表でござらんになりますと、旧法事件については高等裁判所に旧法事件が非常にたまつておることになるわけでありまして、裁判所といたしましては、旧法、新法両方使いわけをしなればならないので、事務的にもなかなかたいへんであります。また裁判官の數その他から申しますと、旧法事件を処理するにはまだ相当の年月を要するわけでありまして、これをこのままほつておきますと、これが順次控訴あるいは上告をするわけでありまして、その将来の見込みはどうであるかと申しますと、その表の裏の方に出ております。これを旧刑事訴訟法のままにしておきますと、将来上告して行くのが四千七百一件ほどになるわけでありまして、この改正法によつて若干を減らしたと、約二千二百七十四件減らしたと、約二千二百七十四件減らしたことになるわけでありまして、その算出の根拠はその表の四以下に詳しく説明しておきましたから、ここでは省略いたします。大体旧法のままにしておきますと、今後最高裁判所に四千件の旧法事件が行つてしまふ。最高裁判所の事務処理能力を考へてみますと、昭和二十四年の統計によりますと、十五人の判事で一箇月に三百件くらい刑事事件を処理できることになりまして、従つて現在の最高裁判所の新旧合せた未済二千八百三十三件を処理するに九箇月かかることになるわけでありまして、旧法事件の千二十四件、あるいは旧法事

件から考へて、今後最高裁判所に上告して来る、旧法によつて上告するならば四千七百一件、これを合せて考へてみると、今後相当の年月を要することになるわけでありまして、このほかに最高裁判所には新法事件、民事事件などいろいろの事件が順次起きますので、結局最高裁判所の現在の処理能力では行きどまりの事件が多くなつて、事件全体の処理がそれだけ遅延するということになりまして、国民のためにも不利益になるのではないかと思われ、このためにも一応問題になります。まず第一に旧法事件の処理について手をつけなければならぬということから、今回は旧法事件の処理について緊急な措置を講ずることになつたわけでありまして、今申し上げたように、最終裁判所の負担を調整するためには、結局旧刑事訴訟法の上告理由を新刑事訴訟法に振りかへることによる以外に手がないのではなからうかと思われまして、そのような方法を用いたわけでありまして、なお高等裁判所に係属中の旧法事件は、御承知のように高等裁判所は旧法においては覆審制度になつておりまして、新法の事後審に比べれば丁重になつておるわけでありまして、ここにござりまする審理の促進を考へる必要があるわけでありまして、これにつきましては裁判所の創意工夫にまつようによつては、この案では裁判所の規則である程度の手当ができるように、規則制定の余地を現在よりも一層ゆとりを持たせるといふ構想に従つております。この規則は事務当局で考へておられるところでは、大体控訴

審につきましては、当事者にどこに不服があるかといふことを述べさせて、不服のある点に審理の重点を集中してやつて行きたいというようなことを考へておられるようでありまして、それに関する規則を定めることを一応考へておるわけでありまして、こういうことによつて刑事の方にござりまする旧法事件をこの際早く片づけてもつたら新法事件の方に専念したい。そのためには最高裁判所の負担を調整し、またあわせて高等裁判所についても若干管理促進のための規則制定をやることのできるゆとりを持たせるといふ構想であります。

次に民事につきましては、これも終戦後事件がどん／＼とある一方でありまして、しかも勢い遅延しがちになりますので、今までも構想をかえまして、安心できる方法と申しました。か、要するに準備手続といふものを一層活用いたしまして、準備手続におきまして当事者双方の抗議の方法、証拠の申出などをはつきりさせまして、準備手続に十分の時間と余裕を置いて、ここで論点を明確にして、一たび公判に移つたならば、いわゆる集中審理と申しました。連続的に開廷をして一挙に黑白を決するといふようなシステムを持つて行つて、今までの民事訴訟のやり方をこの際かえてやつてみようと、いふような構想に基きまして、その手当ていたしました。この案では、現在準備手続は合議裁判所だけができることになつておりましたのを、合議裁判所のみならず、単独裁判所でもできることになつておりました。なおこまかいところは最高裁判所の規則の定めるところに譲る仕組みにいた

審につきましては、当事者にどこに不服があるかといふことを述べさせて、不服のある点に審理の重点を集中してやつて行きたいというようなことを考へておられるようでありまして、それに関する規則を定めることを一応考へておるわけでありまして、こういうことによつて刑事の方にござりまする旧法事件をこの際早く片づけてもつたら新法事件の方に専念したい。そのためには最高裁判所の負担を調整し、またあわせて高等裁判所についても若干管理促進のための規則制定をやることのできるゆとりを持たせるといふ構想であります。

審につきましては、当事者にどこに不服があるかといふことを述べさせて、不服のある点に審理の重点を集中してやつて行きたいというようなことを考へておられるようでありまして、それに関する規則を定めることを一応考へておるわけでありまして、こういうことによつて刑事の方にござりまする旧法事件をこの際早く片づけてもつたら新法事件の方に専念したい。そのためには最高裁判所の負担を調整し、またあわせて高等裁判所についても若干管理促進のための規則制定をやることのできるゆとりを持たせるといふ構想であります。

審につきましては、当事者にどこに不服があるかといふことを述べさせて、不服のある点に審理の重点を集中してやつて行きたいというようなことを考へておられるようでありまして、それに関する規則を定めることを一応考へておるわけでありまして、こういうことによつて刑事の方にござりまする旧法事件をこの際早く片づけてもつたら新法事件の方に専念したい。そのためには最高裁判所の負担を調整し、またあわせて高等裁判所についても若干管理促進のための規則制定をやることのできるゆとりを持たせるといふ構想であります。

しまして、しかし準備手続を終了する  
件につきましては、最初の口頭弁論の  
期日の変更については、準備手続を終  
ない事件などよりも一層嚴重にその期  
日の変更を許さないことにする、そう  
いう構想にいたしました。この民事訴  
訟法の一部を改正する法律案の純訴訟  
法的の点はそれが主眼になつておるわ  
けであります。

なお話は多少前後いたしました。が、  
事件が迅速に処理されるためには、各  
裁判所の権限の分配が適正でなければ  
ならぬということももちろんでありま  
して、その見地から今の各裁判所の権  
限の分配を考へてみますと、どうも地  
方裁判所の負担が少し重過ぎはしない  
か、いまだ少し簡易裁判所に事件を負担  
させてよいのではないかと。そういたし  
ますとそれが結局最高裁判所の、こと  
に民事について申しますと負担の調整  
にもなるわけでありませう。その見地か  
ら第一審事件の管轄の分配を考へてみ  
ましたところ、民事につきましては裁  
判所法制定当時の事情を勘案して一応  
五千円未満ということになつておりま  
すが、その後の物価の情勢その他地方  
裁判所と簡易裁判所との事件のらみ  
合せということも考へてみますと、こ  
の際どうしても民事につきましてはも  
う少し管轄を広げた方が適當であらう  
というところでその額が問題になりま  
したが、一応三万円といたしたわけであ  
ります。三万円とすることによりまし  
て、地方裁判所と簡易裁判所との間に  
事件の分配がどの程度かわつて来るか  
と申しますと、これもお手元に差上げ  
てあります資料に出ておりますが、民  
事につきましては現在五千円を越え三  
万円までの事件は、全地方裁判所の民

事訴訟事件の中の約三二%に當つてお  
るわけでありまして、これが簡易裁判  
所に移るわけでありませう。簡易裁判  
所の数は全国的に見ますと地方裁判所に  
比べて多いわけでありませうが、一つの  
裁判所に負担を負わせる簡易裁判所  
としてはそれだけ重くなるというわけ  
のものではないのであります。

なお簡易裁判所の民事の管轄を引上  
げることにつきましては、今の簡易裁  
判所の裁判官の質などから考へてどう  
だらうかという議論も一応考へられる  
わけでありませう、それならば簡易裁  
判所の裁判官の構成は一体どうなつて  
おるかということも最高裁判所の事務  
当局と連絡して調べてみましたところ、  
これもお手もとに差上げてありませう  
統計二十六ページに出ておりました  
が、現在の簡易裁判所の判事六百十二  
名のうち、いわゆる選挙による任命者  
と俗に申しておりますが、これが二百  
五十九名、残りは判事から任命された  
者、判事補から任命された者、檢察官  
から任命された者、弁護士から任命さ  
れた者、その他で占めておるわけであ  
ります。民事事件のうち多いのは大体  
どういふものであるか予想されるわけ  
であります。こういう弁護士資格の  
ある人から任命された簡易裁判所判事  
はおおむね都会地のような裁判所にお  
るようでありませうので、こういうこと  
から考へてみますと、民事の五千円を  
少くとも三万円にふやすということに  
よつても、そう危険はないものと存せ  
られるわけでありませう。なお最高裁判  
所事務当局といたしましては、このほ  
かに現在判事補のうち三年以上五年未  
満の者、まだ一人前の裁判官としての  
職権の行使を許されていない者で、し

かも簡易裁判所の判事の資格のある者  
は簡易裁判所の方に兼務なり、あるい  
はそちらの方へまわるなりして、民事  
の事件を見ておる、あるいは場合によ  
つては今度の措置で認められた代行制  
度を活用して、むずがしい事件があつ  
た場合には代行制度を活用しよう。い  
ろいろの措置を講じて、ただいま申し  
上げたような、また特任の裁判官によ  
る民事事件の取扱ひに対するある方面  
の不安の点は除去しようと思はれて  
おるわけでありませう。なお特任の裁判  
官につきましては、最高裁判所事務當  
局におきましては、しばしば研修で  
か、研究が行われておるようでありま  
して、二十七ページ以下に今までの  
程度やつたか、また将来どの程度やる  
かという計画を調べてあります。こう  
いうようななかでこれの処置を考へてみ  
ますと、ただいま申し上げた簡易裁判  
所の裁判権の拡張という点も、そう不  
安を覚えるものではないと存せられる  
次第であります。なお刑事の簡易裁判  
所の管轄権の拡張につきまして考へて  
みますと、これは民事の管轄権を広げ  
たというよりも、むしろある意味では  
よすぎるともいふかと思はれる  
わけでありませうが、大体今度簡易裁判  
所の管轄権の中にふやしましたのは、  
窃盗罪と密接な関連のあるもの、もし  
くはこれと同様な、ごく簡単な事件を  
主眼にして考へたわけでありませう。そ  
の罪名と刑期、罰金額等につきまして  
は、お手もとに差上げてあります資  
料の二ページ以下に全部載つておるわ  
けであります。そうしてこれだけの手  
当をすれば、どの程度忙しき地方裁判  
所の手が省けて簡易裁判所に移るか  
という点につきましては、四ページ以下

の表に明らかいたしましたおるわけであ  
ります。人数にいたしますと、昭和二  
十三年の刑事統計を基礎として算定し  
たしますと、約一万四千二百六十人ほど  
が地方裁判所から簡易裁判所へ移動し  
て行きます。昭和二十三年度におきま  
して簡易裁判所の通常第一審の終局人  
員は十万九千五百五十五人でありまし  
たが、これに対して一万四千二百六十  
人、すなわち一三%が簡易裁判所に増  
加するという見込みであります。これ  
に伴ひまして地方裁判所の側から見ま  
すと、昭和二十三年における地方裁判  
所の第一審終局人員は十二万七千七百  
九十人でありませうが、このうち一万四  
千二百六十人が減るわけでありませう  
から、すなわち一%ほど地方裁判所の  
負担が減るわけでありませう。こうい  
うに簡易裁判所と地方裁判所の事件  
の分配を再調整いたしますと、結局簡  
易裁判所に行く事件は比較的軽い事  
件、または額の少い事件でありますか  
ら、どつちかといえば簡単な手続でや  
つてよろしい。その代り地方裁判所は  
その浮いた余力をもちまして、むずか  
しい事件を一層適正に、しかも迅速に  
処理できる。そうして全体として考へ  
てみますと、これによつて審議の促進  
がはかれる、そういう構想でありま  
す。それから審議の促進という点につ  
きましては、提案理由の説明にも述べ  
ましたように、國際的にも非常な関心  
を持たれておりました、どうも日本の  
裁判所は適正ということとはともかくと  
して、審議の迅速という点においては  
非常に欠けておるといふ非難をしばしば  
受けておる次第でありまして、審議  
の促進のためには今度とりまます方法で  
全部だと考へておるわけではないので

あります。しかし徹底して考へよう  
といたしますと、裁判所の事務制度、訴  
訟手続全部について根本的の改革を要  
する次第でありまして、そうなります  
と、相当の年月を要しなければできな  
いわけでありませうから、今回差當つて  
必要と思はれる点にだけ手当をしてみ  
ようということ、この三案をつくつ  
た次第であります。

○田嶋(好)委員 今の説明でわかりま  
したが、そうすると、結局根本の事情  
としては事件がたたくさんたまたつたの  
を、何とか早く処理する方法として考  
えられたということになると思つので  
あります。その促進方法として今お  
答への中に集中審理というようなお言  
葉がありました。これはいかにやうな  
立法的処置によつて具体化しようとし  
ておられるか、おわかりになりました  
ら、お答へを願ひたいと思ひます。

○野本政府委員 集中審理につきまし  
ては、今度の手当だけで完全にその目  
的を達するかという点につきまして  
は、必ずしも十分ではない。多少不足  
の点があるのではないかと存じておる  
次第であります。この点は運用面と  
しまして、現在のところ最高裁判所の  
民事局で研究しておられますので、裁  
判所側からお答へを願つた方がよろし  
いかと思ひます。

○關根最高裁判所説明員 ただいまお  
話の集中審理、言葉をかえて申します  
と、継続審理ということにならうかと  
思ひますが、現在民事事件を例にあげ  
て申し上げますと、一日に大体公判廷  
でいたします事件が十五件ないし十七  
件指定しております。従ひましてその  
事件全部を審理いたしますと、一件に  
ついて一人の証人あるいは二人の証人

を調べるということになりまして、一件をその日に終らせることができないやり方をやっております。これはいろいろの事情から生れ出したことかと思ひますが、そういったことかと思ひます。こま切れ審理あるいは歯医者裁判といふような言葉で警備的に申されておりますが、こま切りに事件を審理いたします関係から、どうしてもその事件を早く耳新しいうちに終らせたいというわけに参りません関係から、どうしても延びやすい。しかもまた、たとえ本日公判になりました事件で、証人が十人くらいあるといたしますと、そのうち二人を今日調べて、あとの八人をいつ調べるかと申しますと、事件が多い関係から三箇月、あるいは二箇月先くらいに次の期日が指定される。そういったこと、こま切式の審理がこま切れの間が非常に長くなるわけでございます。これはどうしてか、改革しなければいけません。それから裁何とか弁護士各位の方と、それから裁判所側が協力して、今度は一日に一件ないし二件、一件一殺主義と申しますか、要するに一件ずつ処理を終るような方式で行こう。そういったこと、一日に四、五人の証人を調べるという証人で終ります事件、あるいは五人くらいで終ります事件については、一日で終る。そういったこと、行きたいという考えでございます。

便宜私の方から御説明申し上げます。現在の民事訴訟法におきましては、百五十二條におきまして、口頭弁論期日が過ぎましたとしても、最初の期日だけは、当事者が双方で延ばしてくれという相談ができまして、それを裁判所に持つて参りますと、裁判所は、今日はひとつ意気込んでやろうと思つておりましたも、延ばさざるを得ないことになつておられます。それは、継続的に審理をしようという最初から出鼻をくじかれるという関係から、いやしくも準備手続を経た事件に限りましては、最初の口頭弁論期日に当事者の合意がございましても許さぬ、特別のやむを得ない事由がなければ許さぬといつた改正を法律案でお願いしているわけでございます。

それからルールの方におきましては、それに伴ひまして期日の変更などにつきましては例を上げまして、期日を延ばさないようにしていただくといつた考え方の規則案を立案中でございます。

○田嶋(好)委員 これらの問題に關しましては、新しい行き方でありまして、われわれ國會といたしまして、新しい行き方に対する十分な知識経験がほしいと思つているのであります。つきましては、これらについて最高裁の方では長官初め二、三の方々が渡米されて、実情を御調査されているようでございます。本来ならば立法院のわれわれが行つて調査して、この法案の審議にあつたらば非常に理想的である、まあ時期を失したわけでございますが、これは今ここでできないことではございませんから、できましたならば、相談のあることでございますから、

この集中審理に対して、アメリカあたりでどういふようにやつていられるかというのを、特に政府委員でありませぬ裁判所に対して、こゝへ来て説明しろといふことはできませんが、できれば向うから進んで送つた資料を提供し、この法案立案に對しまして、円滑に審理が進み、すみやかにこれが本委員会を通れるようにごあつせんしていただくことが適当な方法ではないかと思ひます。一応要望をいたしたいと思ひます。

次に一つ質問したいのですが、この法律適用の原則から申しますと、旧法の事件に対して、新法の一部を適用すると思ひます。もちろんこれに對しては法理論の問題も起きて参りますが、法理論的な見地からどういふうにお考えになつておられるか、これも一応はつきりさせておきたいと思ひます。できるだけひとつお答え願ひたいと思ひます。

○野本政府委員 御質問の点は一応ごもつともな点と存じます。ことに旧法事件の上告理由等を制限するのは、言つてみれば被告人の既得権の侵害になるのではないかという議論も出るものと思ひますが、私もはさういふことにはならないという考えのもとにこの案を立案したわけでございます。と申しますのは、この刑事訴訟法施行法の一部分を改正する法律案では、将来下級審の判決があつて、上告しようとするものについてだけ上告理由を制限しようとするものであります。現在上告審に係属しているものももちろん、改正案の施行当時上告期間中のものについては旧法で行く、そういうように附則を設けておきますので、この改正案が適用になるのは、この改正案が法律となつたあかつき、施行されて後に上告される事件だけあります。旧法によつて将来上告なし得るであろうという、抽象的な一般的な期待が裏切られるといふことにはあるいはなるかもしませんが、それがただちに既得権の侵害になるといふことにはならないと思ひます。このことは刑罰不遡及の原則、すなわち訴訟手続不遡及の原則は必ずしも確立されているわけではありませぬので、その点はいわゆる刑罰と違ふかと存せられるわけでありませぬ。

なお改正案によつて必ずしも被告人に不利な点ばかりでなくて、利益な点もありますので、その点を附言しておきたいと思ひますが、おもに上告審について例をとりますと、利益となる点といたしましては、上告の提起期間が五日から十四日になつた。それから上訴費用のある場合には補償が認められる。それから訂正判決の制度が認められること、また新法の立て方がある程度取入れました。この改正案におきましては、こういう事由がある場合には上告審の審査の対象になる、もしこういふことがあつて著しく正義に反するといふ場合には、原案が破棄されることになつたわけでありまして、これは旧法及び応急措置法のもとでは認められないことでもあります。それから法令の解釈に關する重要な事項を含むものと認められる事件に關しては、上告審を認めてその事件を受理することができるといふ点も新法の方が利益となつていふ点であります。ただ不利益となつた点は、旧法に比べますと上告理由が制限されて、一応原判例停止ということになります。そうして旧法によつて認められておりました法律によつて、判決裁判所を構成しない、除外せらるべき裁判、審判、その他絶對的上告理由がとれてしまつたといふ点では不利益になつておられますが、これと著しく正義に反する場合には、判例の対象となるわけでありませぬ。

それから書面審理によつて上告を棄却し得ること、これも見ようによつては旧法よりも被告人の不利な改正といふことにならうと思ひます。大体上告審の趣意書に基いて陳述していることとありますので、最高裁判所の適正な運用によりまして、あまり問題のない事件につきましては、この際書面審理を認め、事件の迅速処理に役立たせるのも適当であらうと思はれるわけでありませぬ。

こゝにふりかへ、利益、不利益合せで考えまして、この辺が妥當であらうといふことで、この案を持ち出したわけでありませぬ。

○安部委員 田嶋君にちよつとお話し申上げますが、先ほど田嶋委員より要請がありましたので、最高裁事務当局の岸刑事局長より、本案に關連してアメリカの事情をお話ししたいという申出がありますから、田嶋委員の御発言前にそのお話を聞くことにいたします。さしつかえございませんか。

○田嶋(好)委員 簡単にちよつと一言だけ……今の御説明では納得はいたしましたが、新法施行の場合にも、当然にこゝに事件起訴のことは予想せられるのであります。といひますれば、これが施行法について研究すれば、

ば、本問題は解決ができておつたのじやないかと思ひます。それが解決を予想されながら今日まで参りました。今日新しい総司令部からの指令によりましてやられるという関係になつて参りました以上、新法の一部改正によつて適用するといふような方法で行かずに、これはやはり前国会で行いましたように、独立立法で行つた方がいゝといふようなお考え、これはいかようにお考えになりますか。

○野木政府委員 たいだいま御質問の点はまことに痛いところをさわられたやうであります、まことに恐縮に存する次第でございます。実は新刑事訴訟法施行当時、私もその立案の末端に係つたしまして、その施行法をどういふように立案するかいろいろ考へたわけでありましたが、初めのころはあえて今度の法律と同じように、まず一般訴訟手続法の施行法の立案の普通の考へ方であらうと思ひますが、あるべき段階から逐次新法の規定によらしめて、新法の趣旨によつて行くといふやうな施行法を立案したこともありましたが、何分新刑事訴訟法は、旧刑事訴訟法に比べますと非常な改正でありまして、ただいまのような立案の仕方にする、切りかえが混乱してしまふのじやないかといふやうな、非常な懸念もありましたので、とりあえず移りかわりて、旧法の方は施行当時、すでに起訴になつた者は旧法で判決する。新刑事訴訟法施行後起訴された者は、新法で行くといふ立て方をつたわけでありまして、当時も実は最高裁判所の構成、それから裁判官の数等に対して、事件の圧倒的多数といふやうなことを

考えますと、全体としての刑事事件の審理が遅延するのじやないかといふやうな心配がないわけではございませんでしたが、私どもの考へが足りなかつたせい、あるいは勇気が足りなかつたせい、あるいはもそままでの措置を立案できなかったのはまことに申訳ないところでございます。

ところでこの施行法の一部改正の行き方ではなくて、この前の民事事件の上告の特例の方のやうな行き方にしたらどうかといふやうな点でございますが、民事事件の方は全部の事件に適用されるわけでありまして、今度の刑事事件は旧法事件だけでありまして、いわば経過的なものであり、旧法事件がなくなつてしまへば、当然この法律もなくなつてしまふといふ関係にありまゝです、民事との場合と多少考へ方を違へてもよからうといふことで、技術的にいひましても、この際施行法の一部改正で行つた方が簡単にもなりますし、わかりやすいのではないかと、ことに立案を急いだ関係もありませんので、このやうな形式で立案いたしました次第でございます。

○安部委員 岸局長。

○岸最高裁判所説明員 それではたまたまここにおりましたから、先ほどのことにつきましてごく簡単に申し上げたいと思ひます。いづれ長官初めその他の各裁判官が、直接お目にかかつていろいろお話し上げる機会もあろうかと思ひますから、私の説明はごく概略にとどめておきたいと思ひます。アメリカの刑事裁判は非常に迅速に行われており、それに引きかえて日本は非常に審理が遅延しておるといふことは、かね／＼言われておりました。事実向うへ行つて見ましたところ、やは

り向うの方は非常に事件の裁き方が早いのであります。しかしアメリカの刑事手続は、御承知のように州と連邦によつて手続が違ひますし、また州ごとに手続が違ふ部分もあつたので、私どもの見て参りましたその一部分のものが、アメリカの全体であるといふことは申されなことをまずお断りしておきます。たとへばアメリカで一番裁判が理想的に行われておるといわれまゝニューヨーク州の刑事裁判を見ますと、アメリカ全般をさうですが、アメリカの刑事裁判では審理の冒頭にいわゆるアレインメントの制度、つまり罪状を認めるかどうかといふ手続をとりまして、八割以上九割までの事件は自分が有罪であるといふことを被告が認めます。認めますと直ぐ軽い者は即座に判決の言い渡しがあり、処分について考慮する者についてはいわゆるアリベンション・オフイッサーという制度を使いまして、アリベンション・オフイッサーによりまして被告人の個人的な事情や環境等を調べ、その被告をアリベンションする、言い渡しを猶予する、刑の執行を猶予する、アリベンション・オフイッサーに調査させる。その報告書を参考として裁判官が刑の言い渡しをする。ちよつと私どもが参りましたときには、一日に五十九件の事件をさばっておつた。そのときには証人も調べますが、向うの証人調べは検事と弁護人がお互いに十分な準備をして来て、そしてさばるときに進んで行く。三人や五人、ないしは十人くらいの証人調べを五十九件の審理をやつておる間にやつて行くわけでありまして、調書の方は速記タイプ、あるいは速記者を使つて

証言の内容を一々速記して行く。その

かわり裁判所書記というものはただ法廷に臨んでいて、手続の進行を見ていだけのものでもありますから、証人を調べない事件ですとほとんど調書というものはでき上らない、数枚のカードにその手続の事件を受理したとき、アレインメントの答弁があつたとき、最後に判決があつたとき、さういふやうなカードに記入してそれを袋に入れてブリーフ・ケースにしまつておく、それが大部分の事件の記録であります。日本のように大小の事件を一様に大福帳式な調書をつつておるのは非常に違ふのであります。そのかわり被告人が無罪の答弁をし、証人調べをするときや、陪審の手続になりますと、証人の調書は一々全部一言一句残らず速記でとられておる。その事件が控訴されまると、むしろ日本の調書よりもこれは全体として厚くなると思ひます。が、さういふ速記調書のコピーがつくられる。これは州によつて違ひますが、当事者の方の負担になつておるところが多いのであります。さうして控訴裁判所はその記録を全部見て審理するといふやうに簡略にできるものは非常に簡略にするかわりに、鄭重にすべきものは極端に合理的に、機械を使つてやつておるといふ点が非常に特異性があると思ひます。それからニューヨークばかりではありませんが、刑事裁判について申しますと、民事でも同じであると思ひますが、第一審の審理といふものは非常に重く見ておる。裁判といふものは事実といふものが基礎である、であるから第一審のトライアルがうまく行かなければならぬといふやうに、第一審の審理を重視し、尊重するといふ気風が非常に

強いのであります。御承知のように七十、八十近くなつてもゆる／＼として第一審の裁判官をしておるといふやうなわけでありまして、従ひまして第一審がさういふやうに裁判官を優遇してどつしりつばな裁判官がゆる／＼七十、八十になつても裁判をやつておるといふやうな制度でありますから、上訴についての概念がわれ／＼の場合と非常に違ふのであります。アメリカでは正当な裁判をただ一回だけ受ける権利があるのだといふことが基調をなしておる。上訴といふものはほんとうに被告人の本質的な利益を害した場合には、過誤を訂正するためのものであるといふ考へ方でありまして、連邦の場合をとつて申しますと、連邦裁判所の第一審の事件が全部で昨年の統計では十一、二万件であります。そのうち最高裁判所がオピニオンを、すなわち判決の意見書を書く事件が年に百五十件といふ程度であります。さういふ点が日本の場合と比べて非常に著しく目についた点であります。その他のいろいろございまして、法案の御審議の妨げになりますから、この程度にとどめておきたいと思ひます。

○鍛冶委員 私ちよつと田嶋君に關連して野木さんに聞きたいと思ひます。

今まで旧法で取扱つておつたものを、上告審に行つて新法で取扱われるならば被告人には不利益ではないかといふ問題ですが、多少あるかもしれないが、大したことはないではないかと言われまゝですが、私はさうとは思へないものであります。旧刑事訴訟法に基いて第一審、二審をやつたものは調べ方が違ふ。旧刑事訴訟法に基いた審理と、新刑事訴訟法に基いた審理と、審理が違

うわけであります。だから新刑事訴訟法に基いて一審、二審をやつたならば上告理由は制限してもよいかもしれませんが、旧法によつて一審をやつたものを、新法と同じような上告措置をする、私はたいへんに被告人は不利をこうむると思う。そう軽々に認められるものではないのじやないかと思ひますが、この点はいかがでありますか。

○野木政府委員 ただいまの点まことにごもつとも御答弁と思う次第であります。私どもその点は御質問のよきな疑問を出してゐる／＼考へてみたわけであります。ところが結論といたしまして、新法の構造によりますと、アメリカの考へを入れました非常に一審を尊重にする、そのかわり控訴審は事後審になる。ところが旧法の一審は新法ほど強制弁護の範囲は広くないという点などで丁寧でないと言われるかもしれないが、控訴審は新法と違ひまして覆審である、二度調べ直すということになつております。今度の改正案の建前も覆審の構造はそのまゝに存置しておるわけであります。これらの点は立案の過程において、控訴審のところまでも新法に切りかえたらどうかという有力な意見もありました。そうしますと今般治委員がおつしやつたように、説明がつかぬことにならぬと思ひます。その点は私どもも極力その案にはさようなことのないようにいたしまして、現在のような案におつしたわけであります。要するに旧法の覆審をそのまま維持する。そうすると新法と旧法と比べて、必ずしも旧法の方が一審、二審あわせて考へてみると、被告のため著しく不利益とは言えないのであります。一応とん／＼

らいに考へられはしないか。そうなつて来ると上告審のところを新法にすげかえても、被告人にとつて重要な点で不利益な点が出て来たというようには言えないのであります。こういうような点で一応結論に達しまして、最高裁判所の負担を調整する意味におきましては、またそれも涙を飲んでやむを得ない措置じやないかというような点でこの案におつした次第であります。

○般治委員 その点はどうも私は重大なところが食い違つておるようには思ひます。現に係属しておる事件は旧法でやるわけですね。それから最高裁判所の上告の提起期間内にある事件については、その上告審に限り第三條の規定は適用しない、上告の提起期間内にある事件、これはどういふことになりましか、それからまずお聞きしたい。

○野木政府委員 附則の立て方でございますが、この改正案の施行になつたときに、すでに最高裁判所に係属しておる事件はもろもろ旧法の手続をしておる。それから施行になつたときに、すでに上告提起期間内にあるもの、すなわち下級裁判所の判決が言い渡されていたもの、それも旧法で行く、施行後言い渡されるものだけについて逐次切りかえて行くという考へであります。

○般治委員 そうしますと大したことはないとおつしやいます。きのう言はれたものは広い上告理由が適用されるが、施行になつたその日に言い渡されると、たつた一日の遅いで被告人にとつてたいへんな遅いができますが、これに対してはどう説明したらよ

ろしゆうございませうか。

○野木政府委員 まことにおつしやるような差異が出て来るわけでありませうが、これは手続法のような改正を行ふ場合におきましては、いつも生ずる問題でありまして、たとえば旧刑事訴訟法、新刑事訴訟法切りかへるときにおきましても、公訴の提起の前後によつて區別したわけでありませうが、昨日起訴になつておれば旧法で行く、一日起訴が遅れると新法で行くというやうな場合もすでに生じておるのであります。これはどういふやうな手続法を立案する場合には、まことにやむを得ない結果ではないかと存する次第であります。

○般治委員 そういう場合は常に法律の改正にありますが、被告人にとつて利益に改正されるなら問題ありませんが、不利益に改正されるということになると、相当問題じやないかと思ひます。それ以上は議論になりますから……。

この訴訟の促進といふことでありますが、訴訟の促進は今に始まつたことではない、昔からやらなければいけません。そういうことをやるのはもちろんよいことであつて、よろしゆうございませうが、被告人にとつて不利益なる結果を生ずるやうなことを今日ただちにやらなければならぬといふ特別の理由がどこにあるか、その点を納得の行くやうに御説明をしていただきたい。

○野木政府委員 法律の改正に際しまして国民の利益になるようにする、ことに手続法におきまして、そういうことはまことに慎重に考慮しなければならぬといふことはまつたく同感でございます。しかし今度の際には別の要請からやむを得なかつたわけでありませう。その理由は先ほども統計の数字を申し上げましてちよつと触れましたが、新法施行になつて二年にならうとするのに、なお旧法の控訴事件が高等裁判所に係属しておるものが一万一千件くらいある、新法も一万件くらいです。今高等裁判所は新法、旧法相半ばしておる。ところがこの旧法事件が旧法の上訴率によつて計算してみますと、将来どのくらい最高裁判所に行くかといふことを考へてみますと、四千六百件くらいなわけでありませう。それだけありますと現在でも最高裁判所が十五人の裁判官をもちまして、非常に重大な使命をもちながら事件がどん／＼たまつて行つて、最高裁判所まで来て、そこで事件がすべて停滞してしまつて、訴訟全体としてはいつ片づくかわからないというやうな結果になりませう。また別の面から国民全体の非常の不利益になるのではないかと思ひます。審理促進のためにはほかにもいろいろ考へられる点があると思ひます。まず当面の問題としては新法を適用し、いつまでも旧法を適用するといふ並行状態をまず除くという点に重点を置いたらどうか。そうしてこの点がまた国際的にも一番関心を持たれて特指摘されていた点のようございませう。先ほども申しましたように、すでに新法である程度最高裁判所への上訴の規定ができておりますので、新法の規定ができておりますので、新法の構造とは、先ほど般治委員がおつしやつたのと相異りまして、はるかに新法の方が被告に有利であるといふやうな見方から申しますと、新法の

上告審を旧法にすげかえるといふことは非常に不利益であるといふことにならなうかと思ひますが、また別の見方からいたしまして、旧法は覆審である。それでありませうから、一審、二審は見方によつてはあまり大した差異はないじやないか。そうしてみますと、すでに最高裁判所への上告審の構造をして新法通りの制度にすげかえるのも、被告人の一種の既得権とは言えないし、漠然たる一種の期待権みたいなものといひませうか、そういう点において不利益を生ずるといふことがあつても、他の最高裁判所の事務を調整するといふ点から考へてみますと、かれこれ考へてその点はやむを得ないではないかといふやうな結論に達したわけでありませう。

○般治委員 私の質問は一応終ります。

○安部委員 山口好一君、

○山口(好)委員 私はこの訴訟促進に必要な法案としましてできまして三つの中で、刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案につきまして二点ほどお伺ひしたいと思ひます。

第一点は、今の般治委員などの質問と相関連するのですが、この刑事訴訟法一部改正法案の提案理由書の終りの方に、今回の改正案は多少被告人の利益に影響するところもありませんが、他面著しく正義に反するものであれば刑の量定事実誤認についても原判決を破棄することが認められる等従来よりも被告人の重要な利益を害することはないものと存せられる次第であります。こ

う書いてあります。ただいまの政府委員のるる説明せられたところから見

まして、旧法によるがよいか、新法によるがよいかということについては、考え方がよりましと違いますが、大體ここに現われておられます訴訟促進の法案によることは、やはり被告人の不利に帰する、こういうふうな思ふのであります。しかしこの事情種々やむを得ないものがありますので、私はその不利益を是正する一番大事な点はやはりここにあげられております「著しく正義に反するものであれば刑の量定事実誤認についても原判決を破棄することが認められる」この点であると思ふのであります。そこでこの提案理由の説明が、ただこの場合の儀禮的な言葉であつてはならない、作文であつてはならない、こういう意味でお伺いをするのであります。この改正法によりまして、かかる点で被告人の利益が害せられないように十分注意をする。こういうのでありますれば、この点について特に裁判所としてこういう具体的な手続をもつてこの点についての被告人の利益を確保いたします、こういうものがなければならぬと思ふのであります。その点についてはどういふことを具体的に考へてはどうか、それを御質問いたします。

○野木政府委員 たいだいまの御指摘の点は新法の四百十一條、この規定の運用にならうと思ひますが、この規定がどの程度新法以外について運用されておるかという点につきましては、詳細は後ほど最高裁判所から御説明願ひたいと思ひますが、現在ではその数はないやうに聞いておるわけでありまして、しかしながら旧法の上告事件に四百十一條を適用すること、新法の上告事件

に四百十一條を適用するのではやはりのおのずから運用について多少の差異も期待せられるのではないかと考へられるわけでありまして、具体的にこの点について現に最高裁判所の事務当局あたりでどういふやうに考へておられるかということについてはまだはつきり承つておりませんが、あるいは最高裁判所側から御説明願ひたいと思ひます。

○最高裁判所説明員 この新法の四百十一條を適用した事例といつたしましては、今年の九月末までにただ一件あるだけでありまして、それは審理に關與しなかつた裁判官が判決について署名しておつたといふので破棄されたといふことでもあります。先ほど政府委員が説明されましたが、新法の四百五條は旧制度に比べますと、非常に上告理由が制限されます。しかし新制度によつても事実問題と量刑問題については上告理由とはされてない。ただ新制度と旧制度とのギャップは、新法の四百六條に基いて最高裁判所規則で出しております事件受理の申立て、その他の申立てによつてできる。その事件受理の申立てというものは、裁判所の方から積極的にやるのではなく、裁判の通告を受けた被告人、弁護人あるいは檢察官が積極的にやらなければならぬわけでありまして、従来新法施行直後はその点が非常に看過されておりましたが、その後四百六條に基いて事件受理の申立てというものが次第にふえて来ておりましたので、訴訟の当事者もよく御注意願ひたいと思ひますが、そういうことになればこのたび上告理由を制限したからと言つて、著しく差異が生ずるとは

言えないのではなからうかと思ひます。なお四百十一條の適用については、旧法事件について、とにかく今までは旧法でやつて来ようといふことでやつて来たのを、この際いろいろな事情からかういふ改正をする以上は、最高裁判所としてもその点は十分注意するであらうといふふうな考へておられます。

○山口(好)委員 その点は刑の量定に著しく不当とか、事実誤認について裁判所が特に弁護人の方から上告理由として記載がなくても職権で調査をするといふことはないのでですか。

○野木政府委員 四百十一條によつて職権で調査し得るわけでありまして、ただ当事者がそこを指摘すれば裁判所が気がつく率は多いだらうと思ひますが、言わなくても職権で調査し得るわけでありまして。

○山口(好)委員 職権で調査できるとすれば、被告人のためにかういふ法律の変更もあつて不利益を来しますし、また裁判所には特に調査官も設けられていないことでもありますから、さういふ調査官を特にこの面で動員して、幾分でもその不利益を是正して行くといふやうな考へ方はありませんか。

○野木政府委員 その点はひとつ最高裁判所側からお答えいたします。

○最高裁判所説明員 上告された事件につきまして調査官がどのやうにして調査しているかということ、これは外部には知られていないのであります。多年刑事裁判にあつたつていたやうな判事から選ばれた調査官が、記録を隅から隅まで読んで非常な苦心をして調査しているのであります。もし四百十一條に該当するやうな場合が発見

されれば、当然職権発動が見られることは期待されるのであります。

○山口(好)委員 これがたいだいまの御説明のごとくほんとうに行われておれば、まずあやまちはないと思ふのであります。特にこの法案を成立せしむるにつぎましては、私はさらに一段と今申し上げましたやうな面に向つての裁判所の御努力をお願いしたいと思ふ。

それから第二点としましては、この刑事訴訟法施行法の一部改正の提案理由の第一となつております裁判所規則によつて訴訟促進に關する必要な特別を設けることができる、この点であります。提出された資料によりまして、目下のところ考へられておるのは、一、二、三といふふうになつておりますが、一が「旧法事件の控訴審において、第一審判決に対する不服の事由をたしかめるための手続を定めること」、第二は「控訴審の審理は、不服の点に重点をおき、不服のない事項については審議を省略することができる」とする。第三、「判決の記載事項を簡略化すること等」。かういふやうにわけられております。これらの訴訟促進に關する裁判所規則ができることすれば、やはり相当被告人の不利益に備すると思ふのであります。そこで今後裁判所規則でこの施行法に關係のある事項につきましては、いかやうな点でもこの訴訟促進については規定ができるものでもあるまいと思ひます。それは一応のリミットがある。この裁判所規則で訴訟促進に關する必要規定をつくり得る限界といふやうなことをどういふふうにお考へになつておるか御

説明願ひたいと思ひます。

○野木政府委員 現在の施行法におきまして、十三條である程度最高裁判所の規則で経過措置をとり得るやうに立案されているわけでありまして、表現が必ずしも明確でないもので、先般もこの点に対して重大な疑義が生じた次第もありましたので、今度の改正案では一つはその点をはつきりさせるために、第十三條を削除して、別の條文で最高裁判所の規則に定めるものを除くといつたわけでありまして、立案の当初の考へたいたしましては、大體お手元に差上げた資料に載せてある程度のこと、被告人にどの点が、たとえば控訴審で申しますと、どの点が不服であるとか、どの点が不利であるかといふことを確かめる、これは必ずしも被告人にその不利益になることとはないと存じますし、またその不服のある点に重点を置いて審理をやつて行くといふこともむしろ被告人の利益になるのではないかと思はれるくらいであります。必ずしも不利益になるのじやない、そう思われるわけでありまして、大體最高裁判所の規則で定めるといふこともまた最高裁判所の事務当局で一応お考へになつておる、大體そんなやうな見当のところであることを御了承願ひたいのであります。

○山口(好)委員 御説明は大體了承しましたが、私の考へるところでは、やはり刑事事件については、被告人が氣づかない点で違法な点が相当存在すると思ふのであります。また旧法事件につきましては、控訴審において弁護人が主張することを怠つておつたと言ひましようか、気がつかないでつたといふやうなことで、やはり違法な点が

七

存在し得ると思つております。先ほど職権調査の問題も出ましたが、この刑事事件につきましては、特にこの事件の性質から、やはり職権をもつて適法、不適法を決定することに對する裁判所の努力を願わなければならぬと思つております。この裁判所規則によつて目下計画されてゐる規定はかようなものであるということが示されておりますが、これについてはさうな考え方を加味せられまして、必ずしも被告人から強い不服は出ないでも、裁判所としても調査すべきものは調査して、深く審理すべきものは審理をいたす、こゝういふような態度をもつてお進み願ひたいと思つております。

○野木政府委員 たいだいま御指摘の点はまことに重要な点をついてゐるものと存じます。私もが考えますのに、旧法は新刑事訴訟法と違つて、一層職権主義的色彩が強いのでありまして、先ほど申し上げました裁判所規則で不服の点についてだけ審理を重点的に行うといつても、私もが聞いてゐるところでは、不服の点だけを審理して、ほかは審理してはいけないといふような義務的なものではございませんで、裁判所はさういふことができるというだけでありまして、裁判所の職権活動というものは十分残つてゐるわけでありまして、それが適正に運用せられますならば、御指摘のような心配は万々ないのではないかと存じます。

なお規則の内容についてたゞいままで進んでゐるところを最高裁判所から御説明いたすから御了承願ひます。

○最高裁判所説明員 法案第二條に

基いてどういふ規則が考へられてゐるかといふことは、この法案の御審議にあつて非常に重大なことでございまして、たゞいま最高裁判所で考へてゐる規則案の内容を申し上げておきたいと思ひます。

まず法案の第三條の二に基いて新法の上告審の手續が適用されることになつてゐるもので、それに付随する刑事訴訟規則中の規定、これは昭和二十四年の一月一日から施行されてゐるものであります。その規則が全部こちらの方にも取入れられるといふことは御理解願へると思ひます。問題は旧法事件の控訴審の審理についてどういふことか考へられてゐるかといふことであります。それは一言にして申しますと、旧法の覆審の性格はあくまでもくずさず、しかもそれをものと合理的にやろうといふ方法を考へてゐるのであります。それでまず控訴審においては、この公判期日において人定質問があり、この公判期日において人定質問があり、申立理由を問うといふ手續をきまして、控訴申立の理由は控訴申立人が第一審の判決に對してどの部分が不服であつたかといふことを具体的に示して答弁しなければならぬといふふうにいたしたいと思ひます。その次に裁判長は控訴申立の相手方に對して必要に応じてはさういふ部分に對して第一審の判決の一体どういふ部分が争われてゐるか、さういふ不服の限度をはつきりさせる、公判の冒頭においてそれをはつきりさせるという手續を置くわけであり

それから事件によりまして公判期日できさうな手續をすることが不便な場

○最高裁判所説明員

合には、公判期日外のいわゆる準備手続のようなるものを開いて争点を整理することになるものであります。そしてそれによつて不服である部分が限定され

ますと、裁判所はまずその点について審理を集中する、たとえば事實の認定を争うような場合に成りますと、事實の認定、刑の量定に不服であるといふことになれば、普通覆審になるものであります。事實の認定に不服はないが、刑の量定に不服があるといふ申立になると、その情状についてもつばら審議を遂げることになります。ですから不服の申立のない部分については裁判所は被告人尋問、証拠調べを省略することができるとなつてゐます。しかしながらあくまでもやはり覆審的な性格を残すといふこと、刑事裁判の本質から考へまして当事者に不服がないといつて、それをそのまま眞実と認めることが必ずしも適當ではないのであります。控訴申立人に不服のない事項についても事實の真相の差見と被告人保護のため必要と認めるときは裁判所は従来通りの被告人尋問及び証拠調べをやらなければならぬといふ規定をはつきり置いておきます。従つてこの手續を怠りませんと新法の四百十條によつて最高裁判所により職権破棄の理由になることがあるわけであり

ます。これが控訴審における審理の手續についてたゞいま最高裁判所で考へておられます内容でありまして、そのほか判決書等につきましては、もし事實関係について不服がないといふことになつて、裁判所にしてもその通りでよいといふことになりまして、あらためてまた事實及び証拠説明をするのはむだでありますから、控訴申立人に

○最高裁判所説明員

不服がないといふことを控訴審の判決においてその分については説明すれば足りるといふことにはいたしたいと思ひます。

それから判決書の簡易化といふ点につきましては、新法の線に沿つて控訴審においても、有罪の言渡しをする場合に於いても証拠により罪となるべき事實を認めた理由を説明し、法令の適用に示すには証拠の標目及び法令を掲げれば足りるといふことになつてゐる。これは新法でこゝういふことになりましたが、それについて別に実務的には非常にとりかへておられます。で、これもぜひ取入れたらう。それから控訴審におきまして、上告の申立てがなく、かつ判決宣告の日から五日以内に判決謄本の請求がない、つまり確定してしまつたような事件については調書判決の制度を認め、判決の簡略化をはかつて行きたい、大体さういふことを考へておきます。

○鍛冶委員 たいだいまの裁判所の規則の点ですが、これは前からいふぶん問題になつておられますが、一体裁判所の規則はどこまで行くのか。法律でどうしても定めなければならぬものと、裁判所の規則でやつていふものとをわけ、これはいふぶん何べんも言つておることですが、今の話を聞くと、どうもわれ／＼の考へておるのよりか大分進んで来たようですが、刑事局長はさういふふうにお考へになつておるか承りたい。

○最高裁判所説明員

者は前法後法の關係にあるといふ考へを持つております。しかし最高裁判所の裁判官會議は必ずしもさうではありませぬ。それから本件の場合には、施行法改正案第二條によつて規則を定めることができるといふことが規定されておられます。いわば法律の委任がある、こゝういふふうにお考へます。

○鍛冶委員 今の御意見だと、裁判所がいいと思つたら、法律にあることを規則で変更してもいいといふことになつてゐますが、さういふ御見解ですか。

○最高裁判所説明員 まず規則をもつて規定すべき事項は、刑事手續については刑事裁判の手續に關する点でなければならぬといふことでもあります。次に規則をもつて法律をかへ得るかどうかといふことにつきましては、これは法律が優位であるといふ説からいふと當然でないことではあります。逆に規則が優先であるといふ有力な學説、意見もあつて、また同等説等によりまして、規則をもつても法律を変更することができるといふことになつてゐるのやむを得ないと思ひます。ただ、どういふ場合に規則をもつてどんな法律を改正するかどうかといふことは、これは政策の問題であらうと思ひます。

○鍛冶委員 われ／＼は法律を規則で改正できるとはさう考へても考へられないのですが、さうすると刑事訴訟法といふものは裁判所の規則が原則のものだ、こゝういふ意見ですね。

○最高裁判所説明員



的な意見を申し上げることは、これ以上は差控えたいと思えます。ただ一つ御参考として、この間向うへ行つて見て来ました点を申し上げておきたいと思ひます。ニュージャーシーという州がござりますが、そこは最近憲法を改正しまして、同時に非常に強力な司法改革をやつたのであります。そのニューブリーム・コートに参りましたが、ちやうどそのときニュージャーシーのガバナ、すなわち向うの州知事、行政官の最高の知事、その人が主となつて憲法の改正、司法制度の改革をやつたのであります。そのときの話によりますと、その最高裁判所が一九四七年に刑事訴訟規則案を制定した。そしてそれを刑事手続として公布施行しようとしたところが、その州議會では、それはよくないというので立法でやるということになりました。すなわちこの刑事訴訟規則で定められた全文をそのまま立法化しようとしたのであります。そこでその州議會は通過して、州のガバナがそれにサインをすれば、そのまま法案となるというところまで行きました。ところがそのガバナの見解は、刑事手続は最高裁判所の規則で定めるべきである、そのために憲法で規則制定権をきめたのである、自分がこれに署名すればそのまま法律になるが、自分はこれを拒否して、そのために法案としては流れてしまつた。そして元の最高裁判所の規則が刑事訴訟手続の規則として現在も行われておる、そういう話を聞いて来たのであります。そのことだけを申し上げておきます。

○**鍛冶委員** これはよほど重大なことで、たび／＼われ／＼も疑問を起す問題として承つてもおるし、考えてもみたいのですが、憲法第四十一條には、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」と書いてある。この規定が現存しておつて、唯一の立法機関である国会できめたものを、最高裁判所はどれだけの権限があるか知らぬが、規則でかえられると、われ／＼はいまさら思ひもつかぬのですが、これ以上議論はいたしません。私はさよならなことがあつたらたいへんだという前提のもとで承るので、これはまたいづれ研究しておいてもらつて、法律の通るまでにはもう一ぺん承るかもしれない。そこで問題は、今改正せられようとする判決の記載事項を簡略化するということですが、これは刑事訴訟法では、判決にはこれ／＼のものを書かなければいかぬと書いてあるが、それを書かぬでもいいということ規則でやろうとする。そのつもりであろうと思ひますが、まづそれを聞いておきたい。

○**岸最高裁判所説明員** その点は、規則と法律との効力問題は別として、刑事訴訟法施行法の第二條によつて、規則に委任しておるといふ見解に立てば問題はないと思ひます。

○**鍛冶委員** それは今そういうふうに変更しようとするのでしようが、前からあつたのですか。

○**野木政府委員** ただいまの点に関連いたしまして、政府側から御説明いたします。法律と規則との關係につきましまして、現在でもいろいろの説がありまして、岸局長の言われたような状態でありませぬ。最終的には、最高裁判所判決で憲法の解釈問題としてきまることになると思ひますが、私どもの刑事訴訟法立案当初の考えをいたしましては、政府の見解として、やはりただいま鍛冶委員がおそらく考へておられると同じような見解に立つて新刑事訴訟法を立案いたしました。そういう趣旨のもとに国会で御審議をいたしました。通過したと承知しておるのであります。新刑事訴訟規則も、いろいろの学説はとにかくといたしまして、最高裁判所側も實際問題といたしましては、つとめて法律と抵触するような規則は厳に避けまして、大体法律の範囲内で現在の訴訟規則はできておるようであります。規則と法律とどつちが優位かということ、理論的ないろいろの論議は別として、實際の問題といたしましては、今申し上げたように最高裁判所の規則は、現在のところ、すべて法律と抵触するといふような事態を避けるような範圍でつくつておりました。この施行法改正法案に関する規則も、おそらくそういう立場であろうと思ひます。ただこの施行法の改正案におきましては、一応ルールに、法律で定める程度のことには委任するという頭で立案しておりますので、本来ならば最高裁判所独自の規則制定権のやや程度が越えるといふようなものは、見方によつては法律によつてきめなければならぬといふような点、この境目の点にはなほはだつきりしないと思ひます。あるいは、そういうやや規則からはみ出すようなことになりはせぬかといふような点も、この法律で、特に裁判所の規則で定めるものとして除いたという形、ただいま最高裁判所の岸局長も申されたような程度のことならば、本来

のルール事項に属するかどうか、本来の法律事項に属するかどうか。この根本的論議はしばらくおきまして、この施行法の改正法案の建前といたしましては、見方によれば、あの程度のことには法律事項でやるという前提をとるなといふことで解釈ができるのではないと思ひます。従来の施行法におきましても、十三條におきまして一種の委任の規定を設けておつたわけでありませぬが、現在の十三條は、この法律に定めるものを除く外、新法施行の際に裁判所に係属している事件の処理に關し必要な事項は、裁判所の規則の定めるところによる。といふことで、一応規則で定める一種の委任制の規定を置いておつたわけでありまして、この規定を置いた趣旨は、旧法と新法とは非常に移りかわりかはげしい。しかも新刑事訴訟法施行當時は社会状態の変遷が非常にはなほはだかつたので、一応旧法事件については旧法の原則に従うといふもの、いろいろやつておるうちに、どうもやはりいろいろの情勢に適應することになる点が生じはせぬかといふような心配がありましたので、しかも旧刑事訴訟法におきましては、ほとんど最高裁判所の規則で本来きめていいのだ。法律の委任がなくても規則できめていいのじやないかと思はれるような事項までも詳細に立ち入つて規定しておきますので、そういうような軽い点、この十三條の規定によつて適宜多小のモディファイをしていいのじやないかといふ頭で十三條を立案したのであります。何分書き方が不十分であつたせいか、しかも第二條で、旧法事件については旧法及び応急措置法に

よるとしてある。そうすると、この法律の定むるものを除くほかといふことになるともうほとんど旧法を放棄することになつて、十三條で規定する余地はないといふような見方もできますので、これが過般非常に議論になつた次第もありまして、そういうような疑義も除き、しかも経過規定でありますから、最高裁判所の創意くふうを尊重するといふ意味で、ある程度根本的の法律事項、被告人の利益に非常に重大な關係のある事項、そういうものは委任といふことも予想いたしません。何分規則と法律との境目がはつきりしない点もありませんので、やはりある程度の委任といふ形にしておいた方が非常におきまして、新法施行前に公訴の提起があつた事件については、新法施行後、この法律及び裁判所の規則に特別の定めがあるものを除いては、なお旧法及び応急措置法による。といふような形にいたしました。委任の趣旨でこの規定を置いたわけでありませぬ。ただ規定の形が、「裁判所の規則に特別の定めがあるものを除いては」といふ、この委任の趣旨がはつきりしないのではないかといふ御議論も成り立つかと思ひますが、この規則で特別の定めがあるものはできるということにするが非常に強くなるので、このようにやらわらない字句で、みづから規則で制定するものもそうたくさんものを委任するものではない、そういう気分も多少出した。した次第であります。なお立案の考えから言いますと、先ほど岸局長が指摘せられたような程度のことならば、法

律事項か規則事項かという根本議論は別問題として、この改正案の建前から言へば、あの程度のことでは規則でもあるいはさしつかえないのじやないかというぐらいに思つておる次第であります。

○鍛冶委員 私もこれはまことに重大なところへぶつかつておると思つて、これはひとりで私ばかりでなしに、これはわれわれの信念ですが、規則というものは法律に定められた以外に、この法律を適用する上において便宜なものをもきめるものだ。われわれは絶対にこの信念はまげられません。あべこべに規則をもつて法律をかえていいのだということになつたら、憲法四十一條は何のためにあるものかわからぬ。そこで先ほど言われた十三條なども、この法律に定めてないほかにこまがい施行に必要なものがあれば、これは規則できめていい、これはさしつかえないのです。ところがこれを逆に持つて来て、規則に定めていないものはいいが、規則に定めてあるものは訴訟法にどういふことがあつても規則に従つて行け、こういうことが第二條の御説明であり、またそうでしょう。こゝ書かれるのは、訴訟法上定めてないものは規則で定めて、適用を円滑にするのだ。これが今おつしやつた十三條です。これはそうじやないですか、「この法律及び裁判所の規則に特別の定めがあるものを除いては」、多少訴訟法にいかようなものがあるとも、規則をきめた以上は規則が優先するのだ、ぞういふふうで改正しようと思つて、これは国会にとつては非常に重大なることでありまして、さようなことがさしつかえないというお考えであるならば、いさしく法律上の根柢をお

聞きしないとわれわれは何としても納得することができません。今私の言うような趣旨でしょう。そうであるのかないのか伺いたい。

○野木政府委員 規則で法律を改正するといふ意味ではございませんで、第二條という法律で、旧法事件については原則は旧刑事訴訟法を生かしておつて、それによつて行くのだ、だからある程度、たとえば新刑事訴訟法と旧刑事訴訟法と比較してみますと、旧刑事訴訟法には本来の裁判所の規則で規定し得る事項と思われるようなことも非常に詳しく規定してある点がありますので、これをはずして規則の方で規定し得る分野を開放して、少くとも新刑事訴訟法に対応する規則程度の余裕を残したい。なお先ほど申しましたように、規則と法律との関係については、分野に非常にはつきりしない点がある。多少そこをゆとりを設けて、ある程度のもは二條という法律の委任によつて規則できめよう。それでその規則とこの二條の規定によつて生かされておる旧刑事訴訟法の規則とを合わせて、訴訟手続を進行したいという趣旨でありまして、規則で法律を変更するといふような形に言い表わしますと、多少気持が違つて来るのじやないかと存せられる次第であります。

○鍛冶委員 あなた方のお気持は、さうであらうけれども、これを讀めば、この規則で定めぬものは訴訟法で行け、この規則で定めぬならば、訴訟法がそれだけ規則にへこまされることにならぬ。これはたいへんなことです。きょうは私はこれ以上は議論しませんが、もつとお互いに研究してもらつて、お

そらくこの法律は議會と正面衝突になる。これはよく研究して、納得の行くようにやつてもらいたい。

それからもう一つ申し上げたいのは、私はこれを見て、先ほどの説明を聞いていてびんと来たのです。私は覚えておるが、たしか長島さんが司法次官の時であつたと思ひますが、これを出された。そして弁護士会と正面衝突をしまして、なか／＼聞かなかつた。どう／＼全国弁護士大会を開いてその是非を問うて、司法省が負けてこれを下げられた。それからまた十年たつてからまたこれをやられた。そのときもこれが大問題となつて、さうなときはやるべきではないといふことで引込んできたのであります。長島さんがこれを企ててから二十年以上もたつた。大正の終りか昭和の初めだつたと思ひますが、そういう大改革なんです。それを訴訟法をそのままにしていて規則でそれをやろうといふことになる。おそろくこれは大問題になると思ひます。これは後刻もう一ぺん根本的にお互いに研究してみなければならぬと思ひますが、きょうのところは御注意として申し上げておきます。

○岸最高裁判所説明員 法律と規則、これは新憲法ができて以来學界でもまた實際の分野においても議論されておる非常にむずかしい問題であります。そしてその問題についてそれ／＼の説が立つておるのであります。今までの最高裁判所の規則制定の實際をごらんただけはおわかり願ふと思ひますが、いろいろの學説、意見が立つています。規則によつて被告人の本質的な権利に関する事項をかつてにきめた

り、あるいはそれによつて法律を変更したりすることはないのであります。このたびの法案におきまして判決書の簡易化といふことで先ほど申し上げた内容のことは、なるほどこの規則によつて旧刑事訴訟法の規定は改正されておられません。しかしこの行き方は新刑事訴訟法が取入れておる規定の通りのものであります。ですから、新法がやつた程度のもは規則でもよがらうといふので、こういう案を考えたのであります。そういうわけでありまして、さうな議論をここでやることはありませぬが、規則を制定し、その運用を考えれば、最高裁の規則制定がどういふ方向になつておるか、御理解願ふと思ひます。

○鍛冶委員 今新法だつて、三百三十三條に「有罪の言渡をするには、罪となるべき事實、証拠の目標及び法令の適用を示さなければならぬ。」これもやらなくてもいいことになるのです。これができたら……。

○岸最高裁判所説明員 これは旧法の規定を新法の三百三十五條のようにするの、全然省略するといふ意味ではありません。つまり旧法の規定によりますと、一々その事實を認めた証拠、それから法令の適用も一つ／＼やつておつた。非常に法令の適用なんかは事實証拠の説明よりも長い紙数を費したので、この規則もそれを考えたので

○鍛冶委員 それにいたしましても、どうも規則をもつて法律をかえるといふことは、何といつても納得が行きませぬが、今日はこの程度にいたします。

○安部委員 本日はこの程度にとどめて次回は明二日午後一時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十六分散会

昭和二十五年十二月二十日印刷

昭和二十五年十二月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局